

# 中部産業遺産研究会著作権規程

## Copyright Regulations of the Chubu Society for the Industrial Heritage

### 1. [目的]

この規程は、中部産業遺産研究会（以下「本会」という。）が編集及び出版（電子的なものを含む）する出版物（以下「出版物」という。）にかかる著作者の著作権に関して定めたものである。

### 2. [著作権の帰属]

著作者が有する著作権は、本会に譲渡されない。

### 3. [出版物への掲載]

著作者が出版物への掲載を目的として、著作者の著作物（以下「著作物」という。）を投稿する場合、次のとおり定める。

（１）著作者は、著作物を投稿するにあたり、本会に対し、著作権規程承諾書（様式第１号）を提出しなければならない。

（２）著作者は、本会に対し、以下の各号に掲げるすべてを承諾する。

- ・本会が、印刷媒体または電子媒体を用いた出版物として、複製し、排他的に出版すること。（ただし著作者による出版はその限りではない。）
- ・本会が、インターネット等を利用し公衆に送信すること。（著作物のデータをダウンロード配信すること及びホームページ等に掲載し閲覧させることを含む。）
- ・本会が、データベースに格納し検索・閲覧に供すること。

（３）著作者は、著作物をインターネット等を利用し、本会が運営するホームページ等以外のホームページ等に掲載する場合、出版物の書誌情報を明示しなければならない。

### 4. [著作者の責任]

著作者は、本会発行物に掲載された著作物が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害等により紛争が生じた場合、一切の責任を負う。

### 5. [規程の変更]

この規程の改廃は、役員会の承認をもって行う。

### 附則

1. この規程は、2026年11月1日から施行する。

[様式第 1 号]

## 中部産業遺産研究会 著作権規程承諾書

年 月 日

中部産業遺産研究会 会長 殿

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名（自署） \_\_\_\_\_  
(電子署名、電子印鑑使用可)

連絡先 電話番号 \_\_\_\_\_

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

私と下記共著者等は、中部産業遺産研究会が編集・出版する下記出版物への掲載にあたり、「中部産業遺産研究会著作権規程」（2026年11月1日施行）の各項目を承諾します。

|                                      |                                       |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 著作物 タイトル                             |                                       |
| 著作者氏名<br><br>英文氏名<br>(例Chubu, Tarou) |                                       |
| 共著者等氏名<br><br>英文氏名                   |                                       |
| 発行物名                                 |                                       |
| 論文等区分                                | ( ) 論文 ( ) 調査報告 ( ) 研究ノート ( ) その他の著作物 |

中部産業遺産研究会 ( ) 受付年月日 年 月 日